

標準的な官職を定める規程

目次

- 第1条 目的
- 第2条 標準的な官職
- 第3条 本規程の管理部署

附 則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第59条第2項の規定に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に適用される国家公務員法（昭和22年法律第120号）第34条第2項の規定に基づく機構の官職を定めることを目的とする。

(標準的な官職)

第2条 機構の国家公務員法第34条第2項の規定に基づく官職名は、次表の職制の段階に応じ、同表の官職名の欄に掲げるとおりとする。

本部

職制上の段階	官職名
一 参与、技監、部長及び所長の属する職制上の段階	部長
二 次長、上席参事官、監査室長及び統括官の属する職制上の段階	次長
三 センター長、課長及び参事官の属する職制上の段階	課長
四 専門官及び参事（職務の級が5級に限る。）の属する職制上の段階	課長補佐
五 主査、主任及び参事（職務の級が3級及び4級に限る。）の属する職制上の段階	係長
六 前各号に掲げるもの以外の官職の属する職制上の段階	係員

支所

職制上の段階	官職名
一 支所長の属する職制上の段階	所長
二 参事官の属する職制上の段階	課長
三 専門官及び参事（職務の級が5級に限る。）の属する職制上の段階	課長補佐
四 主査、主任及び参事（職務の級が3級及び4級に限る。）の属する職制上の段階	係長
五 前各号に掲げるもの以外の官職の属する職制上の段階	係員

(本規程の管理部署)

第3条 本規程を管理する担当課は経営企画部人事企画課とする。

附 則（平成21・03・31評基第025号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 21・04・01 評基第 056 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23・03・29 評基第 014 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24・03・28 評基第 002 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26・08・22 評基第 007 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 8 月 22 日から施行する。

附 則（平成 27・03・27 評基第 025 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（20190326 評基第 012 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（20200428 評基第 008 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（20230328 評基第 032 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（20240325 評基第 005 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（20260331 評基第 007 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。